

# 平成30年度

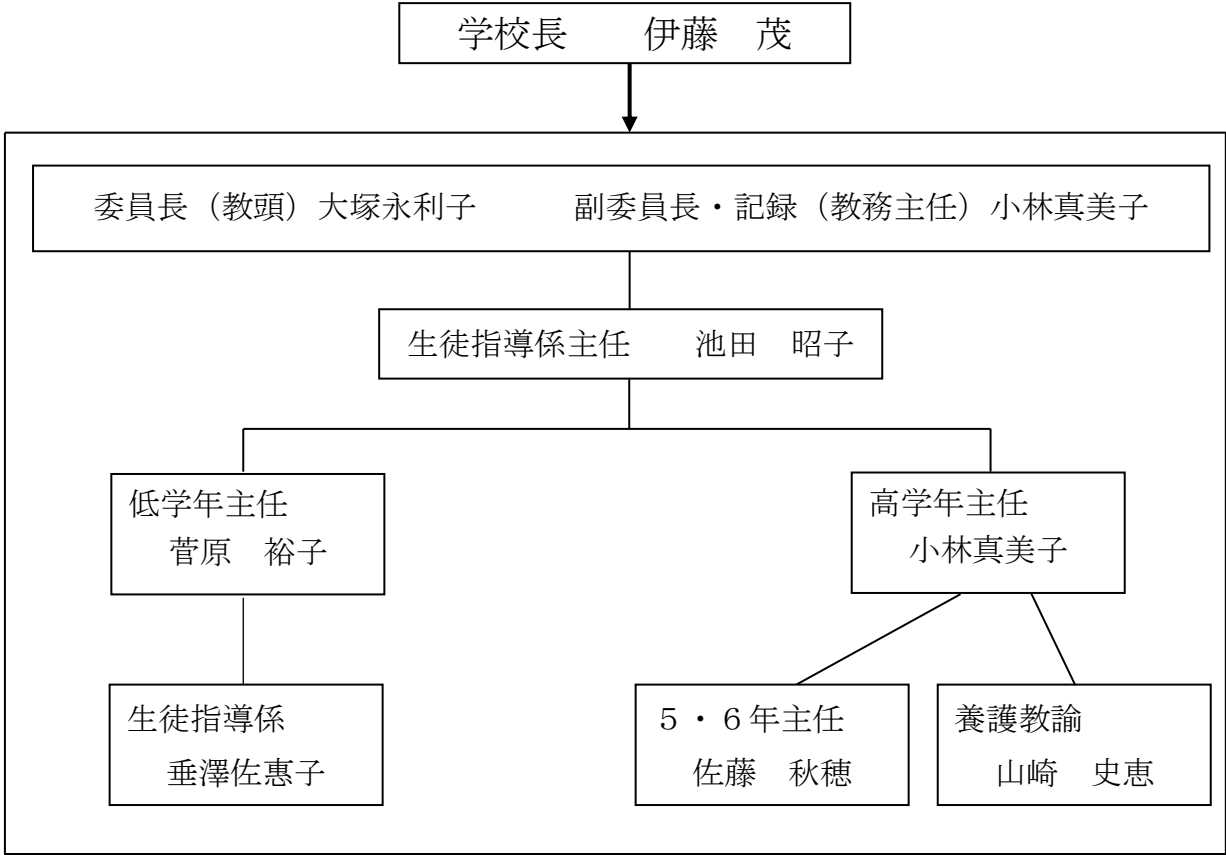
## 永田小学校

# いじめ防止基本方針

児童は、一人一人かけがえのない存在であり、中野市を担う宝です。私たちは、この児童が安心して健やかに成長できる社会をつくるために、「いじめは絶対に許さない」「児童を守る」という強い意志のもと、家庭、学校、地域、市および教育委員会と連携し、永田小学校として、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期解決）に取り組めます。

中野市立永田小学校

# いじめ防止対策委員会



## <いじめ防止等のための取組>

### 1 未然防止

- ア いじめの起きない学校づくりをめざします。
- イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を堅持します。
- ウ 児童のいじめ防止のために、主体的自立的に活動します。  
→校長講話、PTA組織との連携、人権教育週間・月間

### 2 早期発見といじめへの対応

- ア 日常活動を通して、早期発見に努めます。
- イ 相談体制の充実を図ります。
- ウ アンケート、Q-U等の活用を行います。
- エ いじめ対応マニュアルの充実を図ります。
- オ 組織的対応が円滑に推進できるよう、情報の共有化を大切にします。

## 目 次

1 「いじめ防止基本方針」の策定について	・・・ 1
(1) いじめとは	
(2) 目的	
(3) 基本理念	
2 いじめ防止に向けた日常的な取組	・・・ 1～2
(1) 学級経営・日々の授業の充実	
(2) 道徳教育の充実	
(3) 授業や教育活動の中に児童が主体的に取り組む活動、 縦割りの活動を設立する	
(4) 相談体制の整備	
(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策	
(6) 学校相互間の連携協力体制の整備	
(7) 職員研修の充実	
3 いじめ問題への対応について	・・・ 2～3
(1) いじめ防止のために教職員が大切にする意識	
(2) 教師として大切にする態度と行動	
(3) 学校全体として大切にする姿勢	
(4) 保護者との連携	
4 いじめの早期発見のための取組	・・・ 3～6
(1) 日常活動から	
(2) いじめが起きたときの対応	
(3) いじめられている児童には	
(4) いじめている児童には	
(5) いじめられている児童の保護者には	
(6) いじめている児童の保護者には	
(7) 学級経営の心得	
(8) 関係機関との連携	
5 重大事態への対応について	・・・ 6～7
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態の対応についての留意事項	
＜図、表＞	
図 1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	・・・ 8
表 1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画	・・・ 9
別紙 1 児童の様子チェックリスト	・・・ 10
別紙 2 教師のチェックリスト	・・・ 11
図 2 永田小学校の連携マップ	・・・ 12

## 1 「いじめ防止基本方針」の策定について

### (1) いじめとは

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。（いじめ防止対策推進法第2条）

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### (2) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、『永田小学校いじめ防止基本方針』を策定しました。

### (3) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめがすべての児童にかかわる問題であることから、児童が安心して学習や教育活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要であると考えます。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことを大切にします。

## 2 いじめ防止に向けた日常的な取組

### (1) 学級経営・日々の授業の充実

- ・構成的グループエンカウンター(SGE)やソーシャルスキルトレーニング(SST)を実施したり、「生活アンケート」や Q-U 検査を実施したりし、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を大切に「わかる授業」、学習内容の確実な定着、授業のユニバーサルデザインの日常化を図る。
- ・学習のルールを徹底し、規律ある学習環境づくりに努める。

### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、自他共に認め合える「人権感覚」の向上を図る。
- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現など、児童が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳学習を大切にする。
- ・すべての教育活動において道徳的実践力が高まるように工夫し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

### (3) 授業や教育活動の中に児童が主体的に取り組む活動、縦割りの活動を設立する

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動を設定する。
- ・児童が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことの大切さに気づき、達成感を味わえる活動を設定する。
- ・少し難しいと思えることでも、挑戦してみようと努力することで、自己肯定感や達成感、感動、人間関係の深化などが得られる活動を工夫する。
- ・縦割りの活動（なかよし班）を積極的に取り入れ、異年齢で協力したり協調したりすることを通して、人とよりよくかかわる力を身につけさせる。

#### (4) 相談体制の整備

- ・Q-U 検査の結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ・児童の希望によっては、担任以外の職員も教育相談を実施できるようにする。
- ・相談窓口とともに、最も話しやすい、話したい職員に相談できることを児童に知らせる。

#### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。
- ・児童に情報モラル教育を継続して行い、問題発生時には迅速に対応する。
- ・必要に応じてセーフティネット総合研究所南澤信之氏への連絡・相談をする。

(026-223-5059/080-2076-9446)

#### (6) 学校間の連携協力体制の整備

- ・永田保育園，豊井小学校，豊田中学校との情報交換や交流学习等を行う。

#### (7) 職員研修の充実

- ・実践事例研究を通して、「いじめ対応の成功や失敗」から学ぶ。
- ・生徒指導の視点からも互いの授業を見合う機会を多くする。
- ・教師による不適切な言動や認識、差別的な態度や言動がないかチェックを行う。
- ・障害等がある人々についての理解を深め、対応について学び合う。
- ・いじめ問題に精通している専門の方の講演を聞く。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめ防止のために教職員が大切にすべき意識

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との確かな心がまえを学校全体につくりまします。
- ・「自分自身とともに、友達の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・見て見ぬふりをすることは、「いじめ」をしていることと同じであるということを目覚めさせるようにするとともに、「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解させます。
- ・児童との信頼関係を深めます。
- ・「命の大切さ」を感じ取る道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、児童の社会性を育み、規範意識を高めます。

- ・「いじめをしない、させない、許さない」態度の育成に努めます。
- ・児童とともにいじめの問題について学び、自ら「いじめは決して許されない」という意識を高めるような取り組みを推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情をなくすために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取り組みとなるよう改善に努めます。また、学校におけるいじめ防止等のために取組状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価の状況により学校いじめ防止基本方針を見直します。
- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。

## (2) 教師として大切にできる態度と行動

- ・児童一人一人の小さな変化に気づくための、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・自己の人権感覚を磨き、言動を常に振り返る。
- ・問題を一人で抱え込まないで、管理職への報告や連学年、同僚への協力を求めるようにする。

## (3) 学校全体として大切にできる姿勢

- ・連続欠席の状況を丁寧に把握し、三日連続欠席の場合は必ず家庭訪問する。
- ・いじめ相談窓口は、学校長、教頭、養護教諭、生徒指導係であることを児童、保護者に伝える。
- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「いじめ」に関するアンケート調査を学期に1回実施し、学級担任やSC等と連携して児童の様子の変化を教職員全体で共有する。

## (4) 保護者との連携

- ・児童が発する小さなサインも見逃さず、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめは絶対に許さない」「いじめられてよい児童は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組み等を保護者地域へ発信する。また、「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が必要であることを学校だより、PTA 総会、参観日懇談会、学校運営委員会等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・保護者や地域とともにいじめ防止等の取り組みを考え合う場を設定する。
- ・保護者及び地域に対する周知のため「いじめ防止基本方針」を永田小学校HPに掲載し、PTAの協力を得られるようにする。

# 4 いじめの早期発見のための取組

## (1) 日常活動から

- ・休み時間や放課後の児童の様子、生活ノート等での児童との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童たちを見守ります。
- ・ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。

※教職員がいじめ情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法第23条の規定に違反し得ます。

- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。また、
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や校長室等の窓口について校内に掲示するなどして広く周知するよう努めます。

【窓口】学校長、教頭、生徒指導係、養護教諭

- ・日常生活の中で、いじめが起こる状態はないか「日常における教師のチェックリスト」を活用します。
- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るよう努めます。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努めます。必要に応じて市子ども相談室相談員、教育委員会、SC、SSW など関係諸機関と連携して課題解決に臨みます。

## (2) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

## (3) いじめられている児童には

教師は、何よりも本人の訴えを本気になって傾聴し、その悲しさや苦しみに共感することが大切です。(記録をとること、複数で対応すること、「報連相」を忘れないこと)

- ① 受容：つらさや悔しさを十分受け止める。→傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的な支援の内容を示す。→教師は被害児童の絶対的な味方
- ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。→よさの実感
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援

必ず把握しておくこと

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ◇誰が誰をいじめているのか？          | 《加害者と被害者の確認》 |
| ◇いつ、どこで起こったか？           | 《時間と場所の確認》   |
| ◇どんな内容のいじめか？どんな被害があったか？ | 《内容》         |
| ◇いじめのきっかけは何か？           | 《背景と要因》      |
| ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？    | 《期間》         |

## (4) いじめている児童には

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導する。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。  
→はっきり確認がとれるまで頭ごなしには決めつけない。
- ② 傾聴：不満、不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
- ③ 内省：いじめられる児童のつらさに気づかせる。  
→いじめは絶対に許されない行為であることの指導。
- ④ 処遇：課題解決のための支援を行う。  
→いじめていた時の自分の心のあり様を振り返る指導。  
→謝罪への心構えの指導
- ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼

(5) 特に配慮が必要な児童には

下記のような学校として特に配慮が必要な児童には、適切な支援と組織的な指導を行います。

- ① 発達障がいを含む障がいのある児童
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる児童
- ④ 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

(6) いじめられている児童の保護者には

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 学校はいじめられている児童を全力で守る姿勢を伝える。
- ③ 信頼関係を構築する。
  - ・「いじめは重大な人権侵害である」との認識
  - ・「被害者保護優先」
  - ・被害者の「痛み」に共感

(7) いじめている児童の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の理解を得る。

- ① 事実だけをきちんと伝える。
- ② 保護者の心情を理解する。(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等)
- ③ 児童の立ち直りを目指し、保護者と連携して指導する。

(8) 学級経営の心得

教師は、「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示す。

- ① 具体的事実に基づいて話し合う。(当事者への了解・配慮を最優先)
- ② いじめられた児童の心の傷、せつなさを理解させる。
- ③ 傍観者もいじめていると同じであることを考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- ④ 「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、いじめを許さない「勇気ある学級」をつくる。
- ⑤ 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導する。

[学級での話し合いの進め方]



- ・事実と問題の明確化…いじめは絶対に許されない行為である。
- ・冷静な解決の模索…生活を振り返り、日常生活にあるいじめや差別について考える。
- ・行動指針の発見…友だちとともに勇気をもっていじめを「しない、させない、許さない」を実践する。
- ・連帯感の育成、人間関係づくり…自己存在感

#### (9) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱え込まずに、学校長、教頭、連学年主任等への報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- ① 校内いじめ防止対策委員会を中心に、学校長の指導のもと、いじめ防止のための啓発対策を図る。
- ② 学校・家庭・関係機関（市教委相談機関・警察等）との連携を日頃から密にし、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。
  - ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡します。
  - ・犯罪行為を伴うもの等、学校や教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
  - ・警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行います。 - 5 -
  - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
  - ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取り組みについて周知します。
  - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
  - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

#### (10) いじめの「解消」の定義について

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

### 5 重大事態への対応について

#### (1) 重大事態とは

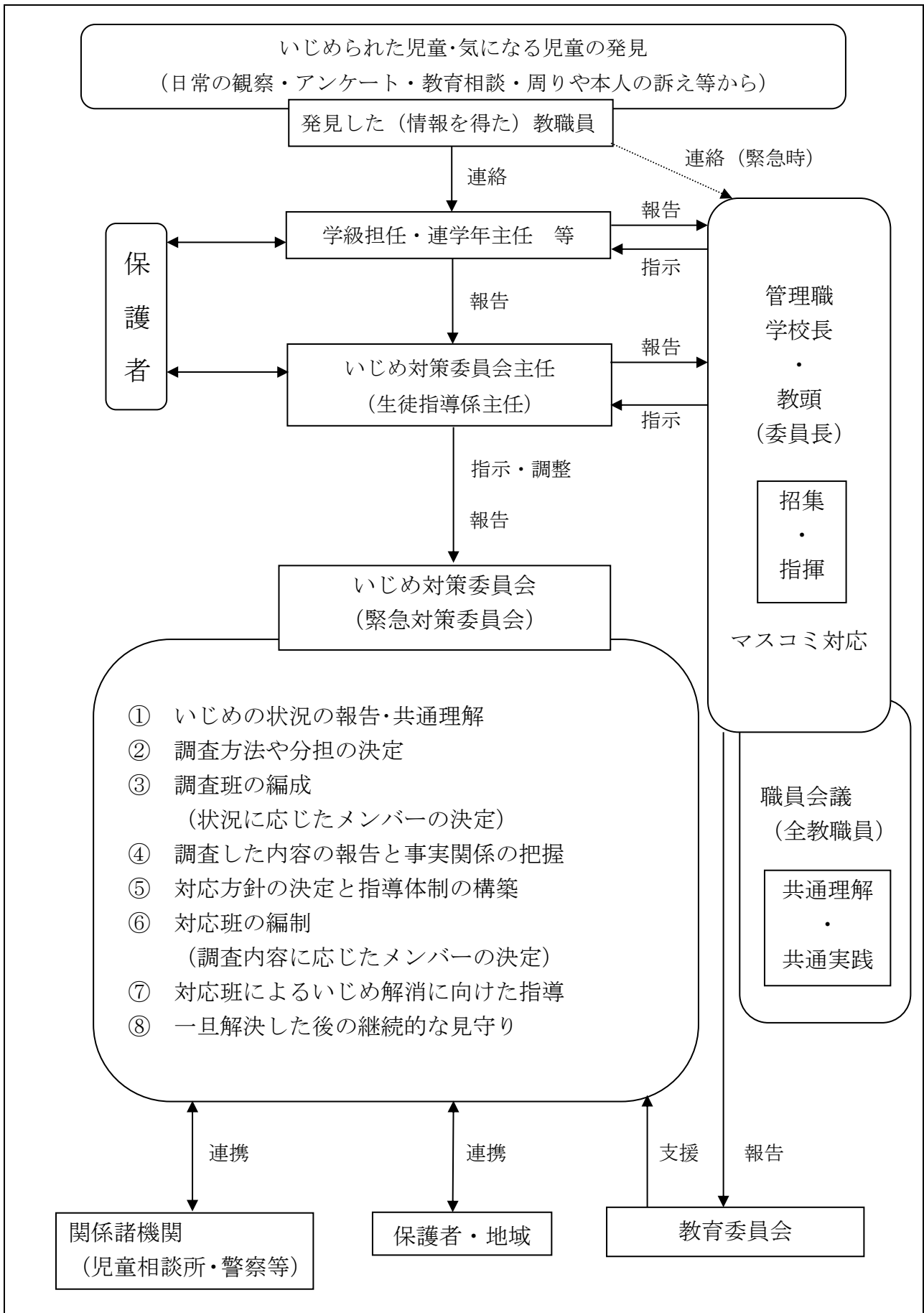
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき  
（いじめがきっかけで3日間連続欠席を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき
- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

(児童がいじめ等により自死を企図した場合等)

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに中野市教育委員会に報告し、中野市教育委員会の指導のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年または学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられます。対応の窓口は原則学校長とし、適切な対応に努めます。

【図1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表1 いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	← 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施 →											
	いじめ対策委員会 ・方針 ・計画 ＊職員会で共通理解		いじめ対策委員会 ・1学期の反省 ・2学期の計画					いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の計画				
	PTA 総会、学年 PTA 等での保護者への啓発											
	職員会		職員研修									
	学級づくり 人間関係づくり											
	人権教育週間							人権教育月間				
	人権アンケート							人権アンケート				
								保護者学校評価				
								いじめアンケート				
								道徳・特活の指導計画見直し				

別紙1 児童の様子チェックリスト 些細な変化に気づき 情報の共有をし 迅速な対応を

	チェック	確認内容
1 表情 態度		1 笑顔がなく沈んでいる。
		2 ぼんやりとしていることが多い。
		3 視線をそらし、合わそうとしない。
		4 わざとらしくはしゃいでいる。
		5 感情の起伏が激しい。
2 身体 服装		1 体に原因不明の傷がある。
		2 けがの原因をあいまいにする。
		3 顔色が悪く、覇気が無い。
		4 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
		5 シャツやズボンが破れていたり、汚れていたりする。
		6 服に靴の跡がついている。
3 言葉 行動		1 他の児童から、言葉がけを全くされない。
		2 いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
		3 遅刻、早退が増える。
		4 教室にいつも遅れて入ってくる。
		5 職員室や保健室、相談室の付近をうろうろしている。
		6 いつも人の嫌がる仕事をしている。
		7 すぐに保健室へ行きたがる。
		8 家から金品を持ち出す。
4 遊び 友人 関係		1 いつも遊びの中に入れてない。
		2 友だちから不快に思う呼び方をされている。
		3 付き合う友だちが急に変わったり、教師が友だちのことを聞くと嫌がったりする。
		4 笑われたり冷やかされたりする。
		5 グループでやる作業の仲間に入れてもらえない。
		6 特定のグループと常に行動を共にしている。
		7 プロレスごっこにいつも参加させられている。
		8 よくけんかがおこる。
		9 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
		10 正しい意見なのに「へー」などと野次がとんだり、その意見がなぜか支持されなかったりする。
5 持ち物 金 銭		1 かばんや筆箱等が隠される。
		2 机や椅子、所持品に落書きがある。
		3 必要以上にお金を持っている。
6 教師と の関係		1 教師と視線を合わせなくなる。
		2 教師との会話を避けるようにしている。
		3 教師と関わろうとしないで、避けようとする。

別紙2 教師のチェックリスト 些細なことと思わずに 誠実な対応を

	チェック	確認内容
1 朝の会		1 欠席や遅刻を早目に把握して対処している。
		2 遅刻した児童や、前日欠席した児童に言葉をかけている。
2 交友関係		1 児童たちの交友関係を把握している。
		2 仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処している。
3 授業		1 授業開始、終了時刻を守っている。
		2 空席の児童の確認をしている。
		3 誰もが設備・器具等を公平に使えるように配慮している。
		4 教師の期待とはずれた児童の答えをも尊重しようとしている。また、自尊心を傷つけるような言い方をしていない。
		5 児童の失敗があった時、失敗を笑う者がいたら黙認せずに注意している。
4 給食		1 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった命や調理した人へ感謝の気持ちを言わせている。
		2 配ぜんや片付け等で、嫌な思いをする児童がいないように気を配っている。
		3 児童が牛乳や食べ物をこぼした時に、さっと駆け寄り一緒に片づけている。
5 清掃		1 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃をしている。
		2 いつも楽な仕事ばかりしている児童や、大変な仕事を押しつけられている児童がいないように気を配っている。
		3 黒板や掲示物に落書きがないか気をつけている。
6 児童と接する時		1 一人一人の顔を見て、名前に敬称をつけて呼んでいる。
		2 児童同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を容認しないようにしている。
		3 児童の話を親身に聞いている。
		4 児童を指導する際、人格を否定するような注意の仕方をしないようにしている。
		5 失敗が多い児童を先入観で悪く評価してはいない。
		6 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていない。
		7 児童の欠点より、よさに目を向けるようにしている。
		8 失敗した児童のことを、他の学級などで例として話していない。
		9 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」等児童の努力を認める声かけをしている。
7 帰りの会		1 明日の意欲につながるような言葉かけをしている。
		2 見えないところで努力していたり、気配りをして行動していたりした児童の姿を話すようにしている。
8 その他教師との関係		1 文書や懇談会などで使う言葉に配慮している。
		2 個人情報の管理はしっかりしている。
		3 学年会や他の会議で、児童の様子を情報交換できる場が確保されている。
		4 学年だよりなどで、学年の取り組みの様子が保護者に理解されている。
		5 いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

図1

# 永田小学校の連携マップ（※29年度版）

